

## 【家庭ごみの収集日・分別区分が変わります】

4月から、家庭ごみの分別区分が一部拡大されるのとあわせて、収集日が変わりますのでご注意ください。

### ◆分別区分の拡大

毎日の生活から出てくるごみの中には、まだまだ資源化できるごみが含まれています。

「生ごみ等の燃やすしか方法がないごみ」と「ガラス・陶器類等の埋め立てるしか方法がないごみ」以外は、極力資源化ごみとして分別することでごみの量を減らすことを目的にして、新たに「紙類」、「草・木類」と「小型金属類」の分別区分が増えます。

### ◆新たな収集日

分別区分の拡大で、収集日も少し変更があります。

- 燃やすしかないゴミ ⇒ 毎週（火曜・金曜）
- プラスチック ⇒ 毎週（水曜）
- 埋め立てるしかないゴミ ⇒ 第2・第4（水曜）
- 乾電池・ライター ⇒ 第2・第4（水曜）
- ペットボトル ⇒ 第2・第4（火曜）
- 空き缶・空き瓶 ⇒ 第2・第4（金曜）
- 小型金属類（追加） ⇒ 第2・第4（金曜）
- 紙類（追加） ⇒ 第4（木曜）
- 草・木（追加） ⇒ 第2（木曜）



※自治会で行っています「新聞」「雑誌」「段ボール」「布類」の集団回収においては、変わりありません。

（毎月第2火曜日と第4日曜日）

※詳しくは、2月15日に全戸配布しました「ごみの分け方・出し方」ガイドブックをご覧ください。